平成２８年（フ）第２２８１号
大阪府東大阪市高井田西２丁目１番10号
債務者　長山浩士こと　張　　浩士
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９号
静岡県掛川市中2893番地　プラネットテンB101、前住所静岡県掛川市中2668番地の１
債務者　渡辺ジウソンこと　ワタナベ　ジウソン
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
静岡県掛川市大坂2281番地の５、前住所静岡県掛川市中2668番地の１
債務者　渡辺キミコこと　ワタナベ　キミコ　ミヤサカ
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
静岡県磐田市見付1122番地41ジュネスⅡ－102
債務者　栗原唯憂架（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１８５０号
札幌市白石区栄通６丁目３番13号　プラザイン栄通401号
破産者　中川　博子
1　破産債権の届出期間　平成28年７月６日まで
2　一般調査期日　平成28年９月７日午前10時30分
平成28年６月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
三重県北牟婁郡紀北町島原2943番地１
破産者　平野　容子
1　破産債権の届出期間　平成28年７月７日まで
2　一般調査期日　平成28年７月15日午後１時30分
平成28年６月９日　　津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第４号
島根県益田市遠田町2864番地10（５－206）
破産者　世良　健心
1　破産債権の届出期間　平成28年７月７日まで
2　一般調査期日　平成28年８月16日午前11時
平成28年６月７日　松江地方裁判所益田支部

平成２７年（フ）第１０５２号
名古屋市守山区白山２丁目901番地　クラージュ901　Ｎ302号
破産者　オフィス新こと　友田　隆士
1　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
2　一般調査期日　平成28年９月14日午前10時50分
平成28年６月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８７１号
大阪府東大阪市大蓮南５丁目10番18号
破産者　有限会社信榮製作所
1　破産債権の届出期間　平成28年７月８日まで
2　一般調査期日　平成28年９月５日午後２時30分
平成28年６月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７１号
広島市東区牛田東３丁目22番３号、破産手続開始決定時の住所広島市安佐北区亀山南３丁目27番20号
破産者　白川　浩二
1　破産債権の届出期間　平成28年７月11日まで
2　一般調査期日　平成28年９月５日午後３時
平成28年６月９日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８３号
神戸市兵庫区松本通６丁目４－18－403、住民票上の住所神戸市北区松宮台１丁目５番地の11
破産者　河原健太郎
1　破産債権の届出期間　平成28年７月13日まで
2　一般調査期日　平成28年10月５日午前10時
平成28年６月８日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８号
三重県桑名市藤が丘７丁目909番地、開始決定時の住所大津市和邇中275番地の１クレール紘105号
破産者　西川　正洋
1　破産債権の届出期間　平成28年７月25日まで
2　一般調査期日　平成28年８月５日午前10時10分
平成28年６月９日　　大津地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２８年（ヒ）第４号
三重県度会郡南伊勢町河内字谷山口322番地
清算株式会社　株式会社南建ハーネス
代表清算人　加藤　謙一
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
津地方裁判所伊勢支部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０２１号
東京都文京区関口２丁目10番８号
清算株式会社　関西エアポートワシントンホテル株式会社
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第３号
大津市北大路１丁目７番15号
清算株式会社　ケーアイ工業株式会社
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成28年６月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、平成28年３月８日以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　本協定認可決定確定後１か月以内に、金7,919,812円を一般債権の債権額により按分して弁済する。
⑵　一般債権については、弁済時に一般債権の債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
3　関連会社債権の弁済及び免除
⑴　関連会社債権とは、協定債権者のうち株式会社目片工務店、株式会社嵯峨野不動産、目片信悟が有するものをいう。
⑵　関連会社債権については、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
大津地方裁判所民事部

監督命令

平成２８年（再）第１号
福島市上鳥渡字樋ノ口北52番地
再生債務者　社会福祉法人とやの福祉会
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福島市北五老内町２番38号　すがの法律事務所　弁護士　菅野　昭弘
平成28年６月６日
福島地方裁判所第１民事部